省令

○文部科学省令第二十七号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第四項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十八日

文部科学大臣　下村　博文

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「連結剰余金計算書」の下に「連結国立大学法人等業務実施コスト計算書及び」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第四百二十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十八日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

友栄塗装株式会社	埼玉県川口市東本郷一丁目七番六号
太平洋工業株式会社	岐阜県大垣市久徳町百番地

塗装	
機械保全	

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社登建サービス	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目十六番地の六泉中央ビル七階
株式会社小杉組	埼玉県比企郡吉見町大字北下砂七百五十番地
株式会社アイテック	愛知県犬山市大字上野字弥左畑三百十番地
誠和鋼販株式会社	兵庫県三木市志染町吉田八百六十五番地の四

建設機械施工	
型枠施工	
機械加工	
溶接	

○法務省告示第四百二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十八日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社小浜工務店	宮城県仙台市太白区太白二丁目十三番十三号

型枠施工	

○法務省告示第四百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十八日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ウェルディングアロイズ・ジャパン	埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼二十四番地一	溶接
株式会社セイワ電機	岡山県岡山市中区桑野五百二十五番地の百	自動化装置組立て

○外務省告示第二百九十三号

平成二十五年四月二十六日に東京で、及び平成二十五年五月三日にアンカラで、トルコ共和国における原子力発電所及び原子力産業の開発のための協力に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十七年七月三十一日に効力を生じた。

平成二十七年八月十八日

外務大臣　岸田　文雄

トルコ共和国における原子力発電所及び原子力産業の開発のための協力に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定

前文

日本国政府及びトルコ共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、合わせて「両締約国政府」という。）は、

原子力の安全、核セキュリティ、原子力の規制、廃棄物管理、品質管理制度、技術移転、人材養成、現地化等、原子力産業のあらゆる側面における両締約国政府の間の協力を通じ、原子力産業を開発するというトルコ共和国政府の希望を認識し、

当該協力の増進に関する共通の関心を表明し、

日本国の企業が日本国政府の支持を得てトルコ共和国における原子力発電所の開発に投資する強い意思及び希望を有していることに留意し、

トルコ共和国政府が、トルコ共和国の第二の原子力発電所建設予定地における原子力発電所の開発のための協力者として日本国を選択したことに留意し、

日本国及びトルコ共和国が国際原子力機関の加盟国であり、かつ、千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを認識し、

二千十三年四月二十六日に東京で及び二千十三年五月三日にアンカラで署名された平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（以下「原子力協力協定」という。）に留意し、

トルコ共和国が、千九百六十年七月二十九日に作成された原子力の分野における第三者損害賠償責任に関する条約（千九百六十四年一月二十八日に作成された追加議定書及び千九百八十二年十一月十六日に作成された議定書により改正されたもの）並びに千九百八十八年九月二十一日に作成されたウィーン条約及びパリ条約の適用に関する議定書の当事国であることを認識し、

千九百九十二年二月十二日に作成された投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定及び千九百九十三年三月八日に作成された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定が、両国の間で効力を有していることに留意し、

原子力がエネルギーの持続可能な供給源を提供し、もってエネルギー安全保障に寄与し、及び炭素の排出量を削減することを確認し、

原子力施設が運転されている全ての国にとっての原子力の安全の重要性を再確認し、

トルコ共和国における原子力発電所の開発の全ての段階におけるトルコ共和国の国民及び団体の関与を歓迎して、

次のとおり協定した。